

	根拠法令	国	都道府県	市町村
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策	土砂災害防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（基本指針）を定めなければならない（第3条）</li> <li>国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、基礎調査の結果について必要な報告を求めすることができる（第4条）</li> <li>国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、基礎調査に要する費用の一部を補助することができる（第26条）</li> <li>国及び都道府県は、勧告に基づく建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努めるものとする（第27条）</li> <li><b>国土交通大臣は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、土砂災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるもの（土砂災害警戒区域の指定、土砂災害特別警戒区域の指定、移転等の勧告）に関し、必要な指示をすることができる（第28条）</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする（第4条）</li> <li>都道府県は、基礎調査の結果を、関係のある市町村の長に通知しなければならない（第4条）</li> <li>都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、土砂災害警戒区域として指定することができる（第6条）</li> <li>都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を、土砂災害特別警戒区域として指定することができる（第8条）</li> <li>都道府県知事は、土砂災害警戒区域／特別警戒区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない（第6条／第8条）</li> <li>都道府県知事は、土砂災害警戒区域／特別警戒区域の指定の公示をしたときは、速やかに、関係のある市町村の長に、公示された事項を記載した図書を交付しなければならない（第6条／第8条）</li> <li>特別警戒区域内において、特定開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない（第9条）</li> <li>特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（第13条）</li> <li>都道府県知事は、前項に規定する届出があった場合において、当該届出に係る開発区域における土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることができる（第13条）</li> <li>都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる（第25条）</li> <li>都道府県知事は、前項に規定する勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない（第25条）</li> <li>国及び都道府県は、勧告に基づく建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努めるものとする（第27条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村防災会議は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする（第7条）</li> <li>市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする（第7条）</li> <li>警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない（第7条）</li> <li>関係のある市町村の長は、土砂災害特別警戒区域の指定に関して公示された事項を記載した図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない（第8条）</li> </ul>
市町村地域防災計画の作成および避難勧告等の発令	災害対策基本法	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない（第3条）</li> <li>中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる（第13条）</li> <li>中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議又は地方防災会議の協議会に対し、必要な勧告をすることができる（第13条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる（第22条）</li> <li><b>都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が実施すべき措置（避難の勧告・指示、避難のための立退き先の指示、避難の必要がなくなった旨の公示）の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない（第60条）</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く（第16条）</li> <li>都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる（第23条）</li> <li>市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない（第42条）</li> <li>市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない（第42条）</li> <li>市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない（第42条）</li> <li>市町村長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、自ら災害に関する警報をしたとき、又は都道府県知事から予想される災害の事態及びこれに対処とるべき措置について必要な通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない（第56条）</li> <li>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる（第60条）</li> </ul>
【参考】規制区域の指定	国土利用計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通大臣は、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国の立場から特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、期限を定めて、規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少を指示することができる（第13条）</li> <li>国土交通大臣は、都道府県知事が所定の期限までに正当な理由がなく指示された措置を講じないときは、正当な理由がないことについて国土審議会の確認を受けて、自ら当該措置を講ずることができる（第13条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事は、期間を定めて、規制区域を指定する（第12条）</li> </ul>	<p style="text-align: center;">—</p>